

卒業認定・専門士授与方針

学則に定める本校の教育目的を踏まえ、所定の単位を修得し、所定の授業料等を納入し、歯科医療分野の専門職として必要な知識・技術と社会・地域に貢献できる次に示す能力と態度を有するに至った者には、卒業証書ならびに専門士を授与する。

【 具体的な内容 】

- ・歯科衛生士及び歯科技工士に必要な知識技能を習得し実践する
- ・歯科医療に貢献できる者としての責務の自覚を持つ
- ・医療人としての向上心、優しさ、思いやりある人間力を身につけ資質の向上に努める
- ・多職種連携の医療チームの一員として、多職種間の協働、連携促進のためのコミュニケーション力を身につける
- ・先進技術への積極的な取り組みの姿勢を持ち続ける

【 卒業判定の手順 】

卒業判定会議の議を経て、卒業が認められた者に対し、校長が卒業認定、専門士の称号を授与する